

大泉町立保育園民営化に係るプロポーザルによる評価方法について

1 評価方法

- (1) 選定委員が、記名式により各項目ごとに5段階評価を行う。
- (2) 選定委員が付けた各項目の点数のうち、評価に偏りが出ないように、上位1・2位と下位1・2位を除いた平均点（少数第2位以下を切り捨て）を算出し、各項目の平均点の合計が最も高い事業者を選定する。ただし、合格基準点を満たさなければならない。

2 5段階評価

A	B	C	D	E
非常に優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に劣っている
5点(10点)	4点(8点)	3点(6点)	2点(4点)	1点(2点)

3 合格基準点

下表に示す各項目の合格基準点を満たすものとする。

項目	配点	合格基準点
1 経営等に関する事項	5	2.5
2 保育所運営に関する事項	5	2.5
3 保育内容に関する事項	10	5
4 職員配置に関する事項	5	2.5
5 給食に関する事項	5	2.5
6 引継ぎに関する事項	10	5
7 保護者等の対応に関する事項	5	2.5
8 プレゼンテーションに関する事項	5	2.5
合 計	50	25

4 同点の場合

合格基準点を満たした上で点数が同じ場合は、項目に優先順位を付け、優先順位の高い項目の点数を比較して、点数が高い事業者を選定する。なお、全ての項目で点数が同じ場合は、出席委員の多数決により決し、同数のときは、委員長の決するところによる。

優先順位	項目
1	3 保育内容に関する事項
2	6 引継ぎに関する事項
3	7 保護者等の対応に関する事項
4	4 職員配置に関する事項
5	2 保育所運営に関する事項
6	1 経営等に関する事項
7	5 給食に関する事項
8	8 プレゼンテーションに関する事項

5 その他

2園を応募した事業者については、各園ごとに保育所の運営方法や保育内容が異なる場合があるので、各園ごとに評価を行う。